

答申第27号
平成30年11月16日

秦野市消防長 村山 明 様

秦野市情報公開・個人情報保護審査会
会長 滝澤 正



国民健康保険及び後期高齢者医療保険の第三者行為求償事務に係る保有個人情報の本人外提供及び本人外提供後の本人通知の省略について（答申）

本年10月31日付けで諮問のありました諮問第29号「国民健康保険及び後期高齢者医療保険の第三者行為求償事務に係る保有個人情報の本人外提供及び本人外提供後の本人通知の省略」について、慎重に審議した結果、次の附帯意見を付したうえで、秦野市個人情報保護条例の規定に照らし、支障はないとの結論に達しましたので、その旨を答申いたします。

（附帯意見）

保有個人情報の漏えい防止の観点から、提供に当たっては、提供する保有個人情報の内容を記録するとともに、紙媒体で行うこと。